

平成30年度審査請求（教育委員会）第1号

裁 決 書

審査請求人 住所
氏名 様
処分庁 野田市教育委員会

審査請求人が平成30年11月21日に提起した処分庁による平成30年度第2回理事会議事録送付の件（平成30年10月31日付け）に係る行政文書部分開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成30年11月16日、行政文書部分開示決定処分（野教社第435号。以下「本件処分」という。）を行い、同日付けの行政文書部分開示決定通知書を同月19日に審査請求人に交付した。
- 2 審査請求人は、平成30年11月21日、野田市教育委員会に対し、本件処分について審査請求をした。

審査請求人の主張の要旨

請求人は、行政文書開示請求書の「開示を請求する行政文書の件名又は具体的内容」欄に『請求者が平成30年7月31日付けで行政手続法及び同条例に基づき教育委員会にした「申出」に関して以下の内容が記載された行政文書。1．調査内容 2．調査結果』と記載し、更に「請求の目的」欄に『行政手続法及び同条例に基づく申出に対する「調査」の実施状況の調査』と記載して当該請求を行った（以下、「本件開示請求」という）。

平成30年11月19日、情報公開コーナーで当該処分書と当該開示文書の写しの交付を受け帰宅後精査したところ、当該処分で部分開示決定された当

該開示文書は、野田市郷土博物館・市民会館指定管理者野田文化広場（以下、「文化広場」という）の平成30年度第2回理事会議事録とそれを教育委員会教育長に送付するための鏡文書であった（以下、「本件開示文書」という）。

請求人は、「平成29年8月26日付けで文化広場理事会がした請求人に対する差別決定」と「平成30年7月4日付けで野田市郷土博物館館長が請求人に対する虚偽の理由通知」の2件（以下、「本件処分を求める根拠」という）を根拠に文化広場に対する行政処分を求め、平成30年7月31日付けで行政手続法及び同条例に基づく「申出書」を教育委員会に提出していた（以下、「本件申出」という）。

請求人は、請求書に 項に示したとおり、請求対象文書の内容と請求理由を記載しているから、「本件開示請求」が「本件処分を求める根拠」に関しての事実確認など行政手続法及び同条例に規定される「調査」における「調査委内容」及び「調査結果」が記載された行政文書を求めていることは明らかであるところ、「本件開示文書」はそれに該当するものでは無かった。

理 由

本件処分については、平成30年12月5日付け野教社第435号の2の行政文書部分開示決定取消し及び行政文書部分開示決定通知書により取り消した上で、同通知書により、審査請求人からの行政文書開示請求に対し、なぜその行政文書を対象行政文書として特定したのかについての記載を備考欄に加えた上で、再度の行政文書部分開示決定をしている。

したがって、審査請求人が本件審査請求により求める利益は既に存在しないと言えるため、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年12月5日

野田市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。